

周防介保第220号

平成29年6月28日

一般社団法人

山口県宅老所・グループホーム協会

会 長 岡 屋 淳 様

周防大島町長 椎 木



要望に対する回答について

貴協会からの要望に対し、別添により回答しますので、よろしくお願いします。

山口県宅老所・グループホーム協会から周防大島町への要望書に対する回答

(1) 補足給付制度をグループホームにも適用して頂きたい

補足給付を含む介護保険制度については、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(2) 生活保護受給者の入居に関して実費不足部分を公費でまかなって頂きたい

生活保護は、国の定めた基準・実施要領に基づき行うものですが、生活保護受給者がグループホームに入居している場合は、居宅基準の生活扶助及び住宅扶助が算定されることとなっており、グループホームの入居は、実施要領において、家賃が住宅扶助により支給できる額以内のものに限られるとされています。

また、最低生活維持の観点から、食費やその他経費が生活扶助でまかなうことができる施設に入居していただくことが原則です。

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度として国の責任において制度設計されているものであり、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

(3) グループホームにおいても福祉用具レンタルが利用できるようにして頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(4) 医療連携体制加算については正看護師だけでなく、准看護師での加算も取れるようにして頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(5) グループホームのみならず介護業界のイメージを向上するための施策を行って頂きたい

介護業界のイメージ向上に向けて、これまで、ポスター掲示や、各種研修会等において啓発を行ってきました。また、本町で策定した周防大島版CCRC構想の実現に向けた様々な取組の中に、介護現場の紹介等、介護の仕事のイメージアップや理解促進につながる取組も進めていくこととしています。

(6) 外部評価の緩和措置を導入して頂きたい

認知症対応型共同生活介護事業者が少なくとも年1回以上（一定の要件を満たす場合は

2年に1回)外部評価を受けることは、国が指針として示しているものです。

また、外部評価の手数料は、評価機関が調査を行うにあたり必要な金額を定めています。現在、町の財政状況は非常に厳しく、新たに補助等を行うことは困難です。

(7) オレンジサポーター制度の導入と展開においてグループホームを活用して頂きたい

本町では近年、認知症サポーター養成講座を小学校や職域においても実施しています。今後は、講座受講者のフォローアップを行い、グループホームとの連携を図っていききたいと考えています。

(8) 災害避難時等の協力体制の確立(福祉避難所などの検討)して頂きたい

本町では、3つの福祉避難所を指定しています。今後は、さらなる福祉避難所の指定を行い避難所の拡充を図っていききたいと考えています。

(9) 計画作成業務における報酬について検討して頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(10) 他市町村から入居できる仕組みを構築して頂きたい

認知症対応型共同生活介護事業所は、地域密着型サービス事業所として位置づけられています。地域密着型サービスは、本来、同一市町内の支援ニーズに応じて整備されるものであり、原則、その市町の住民のみがサービス利用可能とされています。

ただし、緊急やむを得ない場合などは、事業所所在市町の同意を得た上で、地域密着型サービス事業所を利用することもできることとなっていますので、御理解のほどよろしくお願いします。

(11) 遠距離の外出については実費精算できるようにするとともに、規定を明確にして頂きたい

地域密着型サービスに係る利用料の徴収について、全国一律の基準として国が示していないものについては、町においても一律に示すことはできませんので、個別に照会いただきますようお願いいたします。

(12) 処遇改善加算を処遇改善交付金に戻し、適用範囲を広げて頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討され

るべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(13) 介護報酬を改善して頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(14) 認知症介護の専門職としてグループホーム関係者を活用して頂きたい

本町は平成28年度に認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置し、グループホーム等の介護サービス事業者や医療機関と連携した支援体制を推進しているところであり、今後、グループホーム関係者を含めた専門研修受講済者の方に、認知症の専門研修講師を依頼したいと考えています。

(15) 県外から介護事業所に就職を希望する移住者に対して住宅手当等の補助を創設して頂きたい

住宅手当等の補助については、個々の介護事業所における福利厚生の一環として、事業者において対応されるべきものと認識しており、町としては助成制度を設けることは考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いします。

(16) 入院時のグループホーム職員によるサービス提供に関して保険内で報酬を算定できるようにして頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(17) 書類の煩雑さを解消して頂きたい

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録は以下のものを整備し、その完結の日から2年間保存しておくこととなっています。

○認知症対応型共同生活介護計画

○提供した具体的なサービスの内容等

○身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

○利用者に関する市町への通知に係る記録

○苦情の内容等の記録

○事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

○運営推進会議への報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録

上記の項目は国が示しているものであり、町として、これ以上のものを示す予定はありません。

せん。

処遇改善については、かいごへるぷやまぐちに記載の様式に準じます。

(18) 共用型デイサービスについては報酬を見直して頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(19) 外泊時の報酬については補填措置を講じて頂きたい

全国一律の基準として定められる介護報酬に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(20) 制度の変更による書類の変更がスムーズに行えるようにして頂きたい

制度の変更については、その内容が国県から示され次第、速やかに該当事業者へお知らせしているところです。

(21) グループホームにおいても混合介護を認めて頂きたい

混合介護については、現在、国の規制改革推進会議で検討を行っているところであり、町としては、その状況の把握に努めているところです。

(22) 介護保険の自己負担割合や介護保険料については所得・資産を勘案し、徴収の段階方式を拡大して頂きたい

介護保険制度の制度設計に係るものについては、国において検討されるべきものですので、御理解のほどよろしくお願いします。